

大道具・大旗を使用するにあたって

大道具を使用する連は下記の注意事項を熟読し、凶器になり得るということを認識した上でエントリーを行なってください。

【大道具・大旗を使用する上でのルール】

① 大道具・大旗の定義

旗・幕・ポール・纏い・傘など長さ及び幅が 180cm を超える道具とする

大旗は、幕の大きさが縦 180cm×横 180cm 超であり、ポールにつけて振るものとする

② 使用可能会場

下石井公園演舞場・市役所筋パレード

③ 参加条件

- ・道具の長さ・高さが 6 メートル以内であること
- ・大道具使用ルールに関するオリエンテーションに参加すること
- ・使用したい道具の写真または図を長さ・幅・個数含め使用許可申請書にて報告すること

(大道具は使用許可申請書にて全て報告し、報告のない大道具の使用は認めません。)

- ・大旗は各連 1 本までとし、使用する者(3 名まで可)は登録を行うこと

(別途旗士登録申請書あり)

④ 大道具の管理について

- ・道具の管理については各連で行うこと
- ・持ち運びの際は、通行人の妨げにならないよう最小限の大きさにして複数名で行うこと
- ・設営・片付けは事前に決められた設営場所で速やかに行うこと
- ・設営場所は演舞 30 分前からの使用を原則とするが、各連譲り合いながら使用すること。尚、設営場所は大道具の置き場所ではない為、片づけ後は速やかに撤収すること
- ・演舞スペース以外での使用は禁止とする
- ・練習場所の規制はしないが、各連自己責任で周囲に配慮して使用すること
- ・大道具の置き場所として中央町下田町公園の一区画を解放するが、最小限の大きさにまとめ、各連譲り合いながら使用すること

大道具・大旗を使用するにあたって

⑤ 演舞で使用する上でのルール

- ・安全第一とする為、悪天候や人に危害を加えた場合、実行委員会の判断で使用を中止することも理解しておくこと
- ・会場の幅を過度に超えて大道具を使用しないこと
- ・大道具の出し入れも持ち時間を含むこととする
- ・大旗は観客の頭上を通さないようにすること
- ・各会場で行われる総おどりでの使用は原則禁止とする

⑥ 申請書に関して

- ・大道具使用許可申請書と旗士登録申請書の2種類
- ・大旗を使用するチームは2種類とも申請すること
- ・7月15日必着の期限を守ること

⑦ 当日の流れについて

- ・申請書が問題ないチームには許可証を事前に発行します。
- ・大道具使用許可証と旗士登録証を発行されたチームは演舞開始20分前までに受付にて大道具もしくは大旗を使用することを、許可証を持参の上、申告してください。

⑧ 市役所筋パレードでの使用について

- ・事前申請を行い、許可を得た大旗のみ使用可能とする
- ・旗士の補助として補助士を1名、必ずつけること
- ・補助をする者（補助士）は、旗から半径3メートル以内に待機し、周囲に危険がないように注意し、旗士の補助をすること
- ・危険が及ぶ可能性がある場合は、旗士、補助士が協力して旗を支えること
- ・観客側に近寄りすぎることがないように注意すること
- ・大旗を置く際は、観客側とは反対側に置くこと

上記のルールが守れない場合、使用を認めないこともありますので、各連周知徹底するようお願い致します。

以上